

琉球大学学術リポジトリ

沖縄関係 沖縄の航空権益第二巻

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-01 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43485

米北ノ長
松本五郎
彈長
合張

(46
1
27)

Handwritten notes on the left side of the page, including a large 'C' and some illegible text.

(46
!
27
)



極 秘
無 期 限
部 の 内
号

アメリカ局長
参事官
参事官
北米一課長

条約課長
国際協定課長

国際経済課長
中野調査官

航空交渉日程等に関する意見交換
(北米一課長、運輸省航空局国際課長会談)

4.6.1.27
米北1(田中)

本27日午後4時より約20分間、千葉北米一課長は、当課と来訪の運輸省航空局松本国際課長と

主として沖繩の航空交渉日程を中心として航空交渉日程等につき要旨次のとおり会談した。

(米北1より法眼、加茂、田中各事務官同席。)

記。

1. 松本国際課長より。(1) 現在オランダと交渉中で

GA-5

外務省

あり。2月15日からの交渉経過、また3月中旬は
(ほか、2月15日からの交渉の57%の交渉可能性を示す)

英国との交渉を予定している(詳細未定)といふ。

(2) ~~北米~~ 沖繩返還協定交渉の交渉経緯、及び
(17 4月1日署名したとの報道あり)

3. 2. 27
(3) チアゴ-ケルソの協定がハコダテ米側から提出
されて来たこと未定であり、3. 27 (4) 吉野の長
の「インシ」

着任、大塚参事官の移動等もあり、今後の
対米交渉日程に際して、~~交渉を繰り上げる旨述べられ~~
(相違点の整理と承知あり)

2. 山本参事官、千葉課長より。

(1)(a) 沖繩返還協定(案)の112は、米側の上院の
かたより腹をきめられ、相手の都合とあり。
結局、4月末から5月初めにかけて署名となる。
(の運び)

(b) 日本側の予定では、両法改正が多数の上
りぬ。対案では、その法制局と協定し。
(とくにこれに国内法案)

9月後半の臨時国会の本協定案の上程予定

GA-6

外務省

考えである。
(のよ)

(1) 沖縄返還の時期は、種々の要素が相互に
絡み合っており、大体 昭和47年4~6月の中頃を
とらざるを得ない。

(2) ~~返還~~ 沖縄返還交渉のスケジュールとしては、2月早
く、米側「ステイ」公使が、一階層目、本題と
打合せの予定である。3月中(米側)日米双方の
話し合いが、4月には最後の詰めとなる
こととなる。

米側「ステイ」公使が、一階層目、本題と
打合せの予定である。3月中(米側)日米双方の
話し合いが、4月には最後の詰めとなる
こととなる。

話し合いが、4月には最後の詰めとなる
こととなる。

~~「ス」の署名に際し、1月末までに米側から
署名を「ス」に提出する必要がある~~

(3) 交渉の方向としては、吉野・ステイ会談、
或は大河原・ステイ会談の繰返しが
こととなる。

(4) 航空の分野については、「ス」公使帰任後、

3月中に合意の達成が必要である。

(1) 形式上は協定附表の改訂という事
にして、合意の結果については何らかの文書
を作り、公表せざるを得ないと思う。

(2) 対米交渉のやり方としては、~~吉野~~ 吉野
大河原参事官とステイとの間で大体話し
合の

ついでに、航空専門家を含む民間を
とらざるを得ない。

なお、大河原参事官の発令後は、橋本参
事官が航空の分野を支持することとなる。

(1) ついては、「ス」の帰任(2月4日曜日)が
ゆが方の態度を早く知らせるべく必要ありと

考えよ。航空とマクティマス

近い中に相談あり。

旨述へる。

○ このこと、松本課長は、大体の交渉経過を見通し、
この場とたしと謝意を表すと共に、

(1) 1月30日(土)頃、AII航空・航空協の打合せ
会(必要に応じて2月1~3日に再打合せあり)

所定のように至急検討し、結果連絡する。

(2) 輸送措置の結果、協定附表の改訂に

復帰と同時に付行のものとして、TWA AG
コンチネンタルと取込めとすべし。この面は
社

これは、行政許可ベースで措置せざるを得ない
(外務省系は否)と考へ

か、この点も含め改めて協議決し、

旨述へる。

秘

運輸省航空協松本課長よりアポイントメント
取付方要請あり。

46. 1. 26
米比1(四半)

運輸省松本国際課長は、千葉北米航線長
を12月27日午後、約20名程後往訪し

約100PM.

き趣をとり、アポイントメント取付方要請趣
し。

主題は、沖縄航空問題、4-2-1交渉
等々、今後この様に進めようあり。相談

改措き趣です。

1/26 JOAB 伊藤氏へ 回答あり

18:30 3:00PM → 4:00PMに変更あり。

監部沖子氏

(1/26 改正あり
交渉中)

極 秘
無 漏 限
評の内
号

[1/29 14:00 動議会資料]

沖縄の米航空権益の取扱い

46. 1. 28.

米北1.

1. 市場解決へのアプローチと合意の公表

(1) 航空協定の枠内での解決 主か困難

(2) 逐次交渉の枠内で暫定期間 暫定措置

(イ) 対象企業 (何社とするか) 現在の4社?

(ロ) 暫定期間 (何年とするか) ^{最終的} 2~3年?

(ハ) 路線権 (現状通り、凍結か)

(i) 協定路線の取扱い (附帯の停止)

(ii) その他認可 (行政許可)

(ニ) カボタージュ [下記を参照]

(3) 合意の公表手段

(イ) 書簡、トキジーパー、口上書 ???

(ロ)

GA-6

外務省

2. カボタージュ問題

(1) 原則論 理論と政策

(2) 例外的措置 (何社を認める場合)

(イ) 理論の説得力 (認めねばならない理由)

(ロ) 認めざるべき

(i) 暫定期間中、すべて認める

(ii) Government/military Cabotageのみ認める

(iii) military Cabotageのみ認める

(ニ) ⁽¹⁾ 認める場合の条件 (□ 際限企業のみとする)

(i) C.I.D. との関係

(ii) 会社K とする措置 (^{特定} ノーレジカート)

GA-6

外務省

条約課

取扱注意

在京米大コンテナ等より
の送付を認むる。

1968 Japanese Carrier Earnings from Okinawa Services
Thousands of Dollars

	1968	January-June 1969
Okinawa-Japan	\$5,894	\$4,384
Okinawa-Taipei	1,143	513
Okinawa-Hong Kong	12	Negligible
	\$7,049	\$4,897

1968 US Carrier Earnings from Okinawa Services
Thousands of Dollars

	1968	January-June 1969
Okinawa-US service	\$1,612	
Okinawa-Taipei service	280	
Okinawa-Hong Kong service	395	
Okinawa-Manila service	225	
Okinawa-Japan service	3,218	\$1,882
	\$5,730	(Other Jan-June 1969 figures for US carriers not available in Tokyo)

